

PM2.5の注意喚起について

朝日町では、三重県から注意喚起を行う旨の連絡があった場合、小中学校やあさひ園などへ連絡するほか、広報無線及び朝日町公式サイトへ掲載し注意喚起を行います。

周 知 時 刻：午前7時～午後5時

朝日町は三重県からの連絡を受けた後、直ちに周知します。

*一番早い時間で午前7時30分頃を予定しています。

注意喚起の内容：朝日町の広報無線及び公式サイトでは、「**PM2.5の注意喚起がなされました。不要な外出や屋外での長時間の激しい運動は控えてください。**」と周知します。

《注意喚起時の行動の目安》

- ・ 外出時は、マスク（インフルエンザ用など）をするか、外出後に充分うがいをしましょう。換気や窓の開閉を控えましょう。
- ・ 呼吸器系や循環器系疾患のある方、子どもや高齢者などは、体調の変化に注意し、より慎重に行動するようご注意ください。

※この注意喚起は、「今日はいつもより注意しましょう」という“お知らせ”であり、直ちに健康影響が出るものでも、屋外活動等を制限するものでもありませんので、冷静に受け止めて、いつもより慎重に行動していただくことが重要です。

お問合せ先 朝日町役場防災環境課

電話 377-5610

広報無線がきこえにくいときは

電話 0120-251165（通話無料フリーダイヤル）

※注意喚起発令基準等は裏面をご参照ください

参 考

三重県におけるPM_{2.5}の対応について

三重県ではPM_{2.5}の濃度が県内22ヶ所の測定局のうち、1ヶ所以上で、「午前7時から午後5時までの間に、直前3時間の1時間値の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合」又は「午前5時から正午までの1時間値の平均が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合」は、暫定指針値（日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超える」と予測されるため、以下のとおり注意喚起を行います。

（暫定指針の「注意喚起」は一日の日中の行動の参考となるよう行うものであることから、午前7時から午後5時までとします。）

注意喚起の地域：三重県全域

周 知 時 刻：午前7時30分目処に周知

※日中（午後5時まで）も超過した場合は随時周知

周 知 方 法：FAX・E-mailにて各市町へ周知

注意喚起の内容：「本日は今後、PM_{2.5}濃度が高くなると予測されます。不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動は控えてください。呼吸器系等に疾患のある方、小児や高齢者の方は体調に応じて慎重に行動するようご注意ください。」

※「三重県における注意喚起のための暫定的な指針」では、注意喚起は、参考情報として広く社会一般に注意を促すために行うものです。

この注意喚起は、県民や事業所の行動を制限するものではなく、当日（1日単位）の注意を促すものです。

※PM_{2.5}（微小粒子状物質）とは

- ・大気中に浮遊している2.5 μm （1 μm は1mmの1千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた10 μm 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子です。
- ・PM_{2.5}は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

（PM_{2.5}の環境基準）

年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、日平均35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。